大和市告示第１６５号

大和市地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和８年１０月１９日

大和市長　古谷田　　力

大和市地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱（平成２８年大和市告示第１８７号）の一部を次のように改正する。

第２条中「補助の対象となる事業」を「補助事業」に改め、「（以下「補助事業」という。）」を削る。

第３条ただし書中「地域密着型サービス等整備助成事業費補助金実施要領」を「地域密着型サービス等整備等助成事業費補助金実施要領」に改める。

第５条第１項中「地域密着型サービス等整備助成事業」を「地域密着型サービス等整備等助成事業」に、「補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）」を「申請者」に改め、同項第１号を次のように改める。

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業費補助金申請額算出内訳

第６条中「より」の次に「当該」を加える。

第７条第２号中「補助金交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）」を「補助事業者」に改める。

第８条第１項中「地域密着型サービス等整備助成事業」を「地域密着型サービス等整備等助成事業」に改め、同項第１号を次のように改める。

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業費補助金精算額算出内訳

第８条第１項第２号及び第３号中「補助対象事業」を「補助事業」に改め、同条第２項第３号及び第４号中「補助対象事業」を「補助事業」に改める。

第９条中「より」の次に「当該」を加える。

別表第１、１の項中「地域密着型サービス等整備助成事業」を「地域密着型サービス等整備等助成事業」に改める。

附　則

この要綱は、公表の日から施行する。